

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで
② 平成3年4月

昭和56年1月末で会社を退職し、家業で働き始めたので、A町（現在は、B市）役場C出張所で国民年金の加入手続を行った。

その後も会社を退職した際は、その都度、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は父が納付していたと思う。

申立期間が国民年金の保険料未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の同記号番号の前後の任意加入被保険者の加入年月日から、昭和57年4月に払い出されたことが推認でき、申立期間①の国民年金保険料は、同記号番号払出時点において、現年度納付が可能である。

また、申立人の申立期間①の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親は、国民年金制度が開始された昭和36年4月から申立期間①を含め60歳到達の前月までの国民年金保険料をほぼ継続納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、B市が保管する被保険者名簿により、申立期間①の直前の昭和56年2月及び同年3月の国民年金保険料が申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される57年4月に、過年度納付されていることが確認でき、申立人の父親の納付意識の高さを踏まえると、申立人についても納付していたものとみても不自然ではない。

申立期間②について、オンライン記録により、平成7年2月15日に3年4

月 27 日の国民年金被保険者資格取得及び同年 5 月 6 日の国民年金被保険者資格喪失の記録が追加されていることが確認できることから、国民年金被保険者資格取得届出の時点において、申立期間②の国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親が申立人に係る申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び52年4月から平成5年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年6月まで
② 昭和51年10月から同年12月まで
③ 昭和52年4月から平成5年1月まで

申立期間当時、居住していた地区の自治会による国民年金保険料の集金が行われており、自治会の役員を通じて保険料を納付していたと思う。

申立期間が国民年金の保険料未納及び未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、昭和59年5月31日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、その後、平成5年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの間、国民年金に加入したとする記録は無く、申立期間③のうち、昭和59年5月から平成5年1月までの期間は、国民年金の未加入期間とされており、同期間に係る国民年金保険料納付書は作成されることは無く、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間は、合計199か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。